

国勢調査に関する 「不審メール」や「かたり調査」にご注意を！

現在、令和7年10月1日を基準日として、全国一斉に実施される国勢調査に関連し、本市において調査依頼を装った不審メールやかたり調査が確認されています。

統計調査の実施を妨げるだけでなく、詐欺やその他の犯罪にも繋がる可能性がありますので、くれぐれもご注意ください。

1 不審メールについて

(1) 事案

令和7年9月16日頃から、総務省統計局国勢調査担当をかたり、国勢調査の回答を依頼する不審なメールが送付される事案が、全国のほか県内でも発生しています。

(2) 不審メールの内容

国勢調査をかたり、回答者に記念品を贈呈する旨を記載したメールを送信し、偽のサイトに誘導しようとするもの。

(3) 不審メールに関する注意事項

- ア 国勢調査では、メールにより調査を依頼することはありません。
- イ メールに記載されているURLには絶対にアクセスしないでください。

2 かたり調査について

(1) 事案

- ・国勢調査員を名乗る人物が世帯を訪問し、当該世帯の家族構成や家族の氏名を尋ねられた。自治会内で聞いていた調査員と異なったことからかたり調査と判明。

※「かたり調査」とは

国勢調査等、行政機関が行う統計調査であるかのような、紛らわしい表示や説明をして、世帯等から個人情報等を搾取する行為のことです。

(2) かたり調査に関する注意事項

- ア 国勢調査では、年金番号、年収、預金額、クレジットカード番号、マイナンバー、銀行口座等を国勢調査員が聞くことは絶対にありません。
- イ 国勢調査員は、顔写真付きの国勢調査員証を携帯しておりますので、お手数ですが、国勢調査員が訪問した際には国勢調査員証の確認をお願いします。

⇒注意喚起資料

【お問い合わせ先】

総務部総務課統計係

(R7年国勢調査新潟市実施本部)

(直通) 025-226-2413